

答 申

## 第1 審査会の結論

宮城県教育委員会は、本件審査請求の対象となった部分開示決定について、別紙1に掲げる部分については、開示すべきである。

## 第2 審査請求に至る経過

1 審査請求人は、平成29年8月28日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「宮城県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度分）」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として次のものを特定した。

- (1) イ 平成24年8月28日付け●●●第40号 事故報告書  
ロ 平成24年9月27日付け●●●第46号 追加確認事項について（回答）
- (2) イ 平成24年11月15日付け●●●第51号 事故報告書  
ロ 平成24年12月4日付け●●●第62号 追加確認事項について（回答）
- (3) イ 平成25年2月22日付け●●●第178号 教職員の事故について  
ロ 平成25年3月4日付け 追加確認事項について
- (4) イ 平成25年3月15日付け●●●第174号 職員の事故について（報告）  
ロ 平成25年3月25日付け●●●号外 職員の事故について（追加報告）
- (5) イ 平成25年3月15日付け●●●第158号 職員の事故について（報告）  
ロ 平成25年3月21日付け 追加確認事項について（報告）

その上で、実施機関は、一部について開示をしない理由を次のとおり付して部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成29年11月13日付けで審査請求人に通知した。

#### 条例第8条第1項第2号該当

本件行政文書には、氏名、住所、学校名、被害生徒の心情等個人に関する情報が記載されており、これらは、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものであるため。

#### 条例第8条第1項第7号該当

本件行政文書には、所属長の職員に対する評価内容、教員の被害生徒に対する評価内容、当事者への事情聴取記録等が記載されており、これらを公開することにより、将来の同種の事務事業の目的が達成されなくなり、又は公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるため。

- 3 審査請求人は、平成29年12月5日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、変更するとの決定を求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書において述べられている内容によると、おおむね次のとおりである。

##### (1) 本件処分について

イ 本件処分は、条例や関連する平成18年12月22日大阪高等裁判所判決（平成18年（行コ）第26号事件，同第68号事件），平成23年2月2日大阪高等裁判所判決（平成22年（行コ）第153号事件），平成29年3月2日神戸地方裁判所判決（平成28年（行ウ）第26号事件）等に照らし、違法な非開示部分を含むものである。

ロ 弁明書の非開示理由は、イの関連判例等を吟味した上で条例の解釈を展開するものではない。実施機関が示す非開示理由は、関連判決で既に否定されたものばかりであり、結局のところその基本主張は、関連判決には従わないというものであり、司法判断をないがしろにするものというほかない。

ハ 個別事件を踏まえた司法判断は、体罰事故報告書という特定の文書においての情報公開の法解釈が示されているものであるから、そこでの判断が優先することは明らかである。行政機関が自ら当事者となった裁判にしか従わないと言い出せば、法治主義原則は崩壊する。

(2) 条例第8条第1項第2号前段該当性について

イ (1) イの判決では、学校において教師が行った体罰は、加害教師に関しては「職務の遂行に係る情報」と認定され、公務員のプライバシーではないとされている。当該判決により、プライバシー型の条例を有する兵庫県、神戸市等の教育委員会では、体罰事故報告書の学校名、校長名、加害教師名等は原則公開とされてきている。非公開が認められているのは、児童生徒の氏名、関係者の住所等ごく一部に過ぎない。

ロ 条例第8条第1項第2号では、「個人に関する情報(括弧内略)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの。」を非開示情報としているが、さらに、「次に掲げる情報を除く。」として、その例外を規定している。そのロは、「当該個人が公務員等(括弧内略)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、「個人に関する情報(括弧内略)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの。」であっても開示しなければならないはずである。またそれは、(1)イの司法判断において、通常他人に知られたいと認められる公務員のプライバシーではないとされ、開示が求められているものであるから、公にしても当該公務員の「権利利益を害するおそれがある場合」とも言えないはずである。

ハ 教員が体罰により事故を起こしたという情報は、公務員個人の評価等に係る私事に関する情報である、またそれにより懲戒処分等を受けたことは保護されるべきプライバシーであるという実施機関の主張は、関連司法判断により明白に否定されている。

ニ 各種判決・答申では、プライバシー型と個人識別型とで個別の情報の取扱いに実質的に大きな差異をつけていない。個人識別型の規定においても、公務員の氏名等の公開が争われた判決の例として、平成15年12月18日最高裁判所判決(広島県条例関係)、平成15年11月21日最高裁判所判決(新潟県条例関係)がある。

ホ 以上により、個人識別型の条例をもつ自治体においても、プライバシー型の兵庫県や神戸市同様、体罰事故報告書においては教員名も含め開示されるべきである。

へ よって、体罰加害教員の氏名は本人のプライバシーではなく、開示されることは条例及び判例が予定しているところであり、教員名等の非開示は認められない。また、加害教員の識別可能性を理由とした学校名、校長名、教員名等の非開示は認められない。

ト しかるに、本件処分ではこれらがことごとく非開示とされている。それだけでなく、文書番号、発生場所、配置図（全部非開示）、出勤簿（全部非開示）等も同様であり、その他条例に照らして違法な非開示範囲が他にもあれば、全て開示されるべきである。

チ （１）イの判決に照らして非開示が認められるのは、被害児童生徒や保護者の氏名、関係者の住所のみであると思われる。これらを除けば特定の個人を識別され得るとは言えないし、裁判所の判断も同様である。

リ なお、（１）イの司法判断は、個人特定のための「他の情報」については、学校関係者など「特定人基準」ではなく、原則として「一般人基準」を採ることを求めている。実施機関は特定人基準を採るべきとするが、一般人基準を採り確定した複数の裁判例に対して明確に従わない意思を示したもので、先例の無視、三権分立の否定である。実施機関が弁明すべきなのは、自己の条例解釈が、既存の司法判断とどのように整合的であるか、又は司法判断が本件処分には適用されない理由等を法的に説得的に論じることであるのに、そうした弁明は一切なされていない。実施機関は学校名や教員名を開示すると被害児童生徒が特定されるとの考えに立つのかもしれないが、そうした「ドミノ理論」も（１）イの判決で否定されている。

ヌ 一般的に言えば、学校名、教員名からだけでは被害児童生徒を特定できないことは明らかであり、生徒数が極端に少ない学校に限って例外的に取り扱えば済むことである。本件処分では一律非開示であり、（１）イの判決の基準に照らして不当で許されないというほかない。実施機関は、特定人基準により、児童生徒や保護者の識別可能性があるとするが、平成２９年３月２日神戸地方裁判所判決で明確に否定されている。本判決も小規模校など例外的な事例で教員名を非開示とすることは禁じていない。例外的な事情があるなら、それを明示し例外的に非開示範囲を広げれば良いのに、実施機関の主張の問題点は、特定人基準を採るべきとすることで、宮城県内全ての公立学校が一律に例外に当たるとも言うべき主張をし、ゆえに関連判決は適用されないと断じているにも等しい点である。

ル 実際、プライバシー型、個人識別型のどちらの情報公開条例をもつかに

かわらず、多くの自治体の情報公開審査会は、近年、(1)イの判決を踏まえ、学校名、校長名、教員名等の開示を求める答申を出している。

(3) 条例第8条第1項第2号後段該当性について

イ 条例第8条第1項第2号後段では、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの。」と規定する。しかしこの条文が適用されるのは、カルテや著作物など高度なセンシティブ情報に限られる。被害児童生徒や保護者の発言や動向が広範に非開示とされているが、記述内容に照らして例外的な事例（病歴等）に限って非開示とすれば足りる。関係者の発言・意見や校長所見等と見られる部分等は高度なセンシティブ情報とは言えない。インカメラ審査で実質的に検討されるべきである。

ロ 本条項は拡大解釈されるべきでなく、必要最小限とすべきである。濫用されると危険な条項であるだけに、慎重に判断されるべきである。当該部分を開示しても、それだけでは個人識別に至らないことは言うまでもなく、本件処分のような広範な非開示が、本条項によって正当化されるものではない。

(4) 条例第8条第1項第7号該当性について

イ (1)イの判決等で全て否定されてきたものである。平成23年2月2日大阪高等裁判所判決及びその原審判決を検討されたい。実施機関は関連判決に従うべきである。

ロ 「当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められる」の解釈からして、客観的判断や支障の程度の実質性が求められるはずであり、「おそれ」といった抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されるはずである。本件処分の通知書では、非開示理由は主観的形式的抽象的に主張されているに過ぎず、認められない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例の基本的な考え方について

イ 条例第1条では、条例の目的として、県民の知る権利の尊重、県政運営の透明性の向上及び県の説明責任の全う等を通じた公正で開かれた県政の発展への寄与をうたい、第3条第1項前段では、保有する情報の積極的な公開に努めるよう定めている。その一方で、同項後段では、実施機関に対して、個

個人情報の保護について最大限の配慮を義務付けている。

- ロ これら情報公開と個人情報保護の調和の観点から、条例第8条第1項第2号では、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報については開示しないことを定め、併せて個人識別性がなくても、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても開示しないことを定めている。なお、同号について、条例の解釈及び運用基準（以下「基準」という。）では、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものについて、「他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得るもの」をいうと解説しているが、「他の情報」について、何らその範囲を限定していない。
- ハ 条例第4条では何人でも行政文書の開示請求ができることに対応し、請求者が誰であれ同一の内容を開示しなければならないことを踏まえれば、第8条第1項第2号の「他の情報」には、公知の情報や、一般人が通常入手し得る情報に限らず、当該個人の近親者や関係人等のみが知り得る情報も含めて解釈すべきである。

## (2) 条例第8条第1項第2号前段該当性について

- イ 事故報告書の加害教員名を公にした場合、当該教員が体罰行為を行い、校長から実施機関に事故報告書が提出されていることが明らかになり、このような事実は、公務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであり、私事に関する情報の側面をも含むため、みだりに公表されるべきでない。
- ロ 事故報告書は加害教員の職務に関する情報を含むとしても、職務の遂行に係る情報とは認められず、懲戒処分等を前提に作成、報告されるものであることを踏まえると、懲戒処分書に準じて考えるべきであり、教員としての身分取扱いに関する個人情報であると判断され、その氏名は条例第8条第1項第2号ただし書口に該当するとは認められない。
- ハ よって、加害教員の氏名及びその識別可能性につながる学校名、校長名、他の教職員名、文書番号、発生場所、学校の配置図及び出勤簿等を非開示とした判断は正当である。
- ニ 審査請求人は、個人特定のための「他の情報」について、学校関係者等の「特定人基準」ではなく、「一般人基準」を採るべきと主張するが、条例及び基準に従えば、「他の情報」には、公知の情報や一般人が通常入手し得る情報に限らず、当該個人の近親者や関係者等特定人のみが知り得る情報も含めて解釈すべきである。
- ホ 本件行政文書では、体罰事故の日時、被害生徒の学年及び部活動名、加害

教員の校務分掌並びに体罰事故の経過及び概要が開示されており、加害教員の氏名や学校名等の情報は、被害生徒の近親者や学校関係者等特定人のみが知り得る情報と組み合わせることにより、被害生徒の特定につながるものであることから、これらの情報は被害生徒の保護の観点からも非開示とすべき情報である。

(3) 条例第8条第1項第2号後段該当性について

- イ 条例第8条第1項第2号後段は、高度なセンシティブ情報に限定されるものではなく、被害生徒や保護者の発言や動向のうち、心情の吐露等を示す情報等の流通を個人のコントロールに委ねるべきものと解釈すべきである。
- ロ 個人のコントロールに委ねるべきものを、当該個人の承諾なく行政機関が開示することは、当該情報に個人識別性がなくても、個人の権利利益を害するおそれがあると言うべきである。
- ハ 実施機関は、被害生徒や保護者の発言や動向のうち、心情の吐露等を示す情報のほか、個人の人生観や世界観、主義信条といった個人の人格に密接に結びつき、その情報の流通を個人のコントロールに委ねるべきと判断した情報に限定して非開示としており、第2号後段を濫用しているわけではなく、審査請求人が主張するように、いたずらに広範に非開示としているわけではない。

(4) 条例第8条第1項第7号該当性について

- イ 体罰事故が発生した場合、加害教員のほか、被害生徒等の関係者に事情聴取を行い、調査・分析を行っているが、当該事情聴取は、実施機関に強制捜査権限がないことから、公表しないことを前提に任意に行われるものである。したがって、これらの事情聴取が公開されることになれば、関係当事者間の協力関係、信頼関係を損ない、関係者が報告を躊躇し、調査に対し十分な協力をしなくなることが考えられ、正確な情報を収集することが困難となるため、調査に支障を来すおそれがある。
- ロ 被害生徒やその保護者には、教員からの報復を懸念する者もあり、また、加害教員が開示請求により事情聴取記録を入手した場合、事情聴取の発言者の氏名を非開示としても、事情聴取の際の質問や発言内容等から聴取対象者を特定することは容易であることを踏まえると、事務事業への支障は単なる抽象的なおそれではなく、相当程度の蓋然性をもって認められる。事実、保護者宛ての体罰実態調査アンケートは、記載内容の秘密を約束した上で実施している。これらを公にした場合の事務事業への支障が抽象的なおそれでないことは明白である。よって、被害生徒への事情聴取内容（質問と応答）を

全て非開示とした判断は正当である。

ハ また、実施機関ではこれらの事情聴取に加え、加害教員の反省や謝罪に係る記述及び人生観や主義信条に係る記述並びに加害教員の被害生徒への評価に関する記述も非開示としているが、これらの情報も被害生徒等の関係者に対する事情聴取同様に、実施機関に強制捜査権限がないことから、他に公表しないことを前提に任意に報告を求めている事項であって、これらの情報が公開されることとなれば、関係当事者間の協力関係、信頼関係を損ない、関係者が報告を躊躇し、調査に対し十分な協力をしなくなるものが考えられ、正確な情報を収集することが困難となり、調査に支障を来すおそれがある。よって、実施機関の判断は正当である。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

### 2 本件行政文書について

審議の対象となる本件行政文書については、第2の2のとおりである。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、その非開示情報該当性を検討する。

### 3 本件処分の妥当性について

#### (1) 条例第8条第1項第2号の該当性について

##### イ 条例第8条第1項第2号の規定について

条例第8条第1項第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」を非開示事由として規定しているが、同号ただし書により、次に掲げる情報が記録さ



れている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならない。

(イ) 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

(ロ) 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

ロ 条例第8条第1項第2号前段の該当性について

(イ) 本件行政文書には、学校名、校長名、加害教員名、他の教員名、被害生徒氏名、保護者名、文書番号、発生場所、学校の配置図、出勤簿等が記録されている。これらの情報は、公務員である加害教員が被害生徒に対し体罰を行ったことを示す情報である。

(ロ) 体罰が教育現場における教育指導等の過程で発生する性質であることから、これらの情報は、公務員の職務遂行に関する情報であると認められる。よって、条例第8条第1項第2号ただし書に該当し、当該公務員の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分は、原則として開示すべきである。

(ハ) しかしながら、本件行政文書（1）及び（2）においては、加害教員名及び学校名等を非開示とした上で、当該教員の過去の指導歴が既に開示されており、加害教員名及び学校名等が開示されると、当該教員の職務遂行情報以外の個人に関する情報が明らかとなる。したがって、本件処分のおり、加害教員名及び学校名等を非開示とすることはやむを得ない。

また、加害教員名及び学校名等を非開示とした上で、本件行政文書（3）においては、被害生徒の性別、在籍する学科・学級・組、所属する部活動名が、本件行政文書（4）においては、被害生徒の性別及びイニシャル、在籍する学科・学級・組、所属する部活動名が、本件行政文書（5）においては、被害生徒の性別及びイニシャル、在籍する学級、所属する部活動名が、それぞれ既に開示されている。これら

の情報を「他の情報」と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別されるかどうかについては、当該個人の関係者以外のいわゆる一般人から見て判断すべきであるところ、加害教員名及び学校名等が開示されると、これら既に開示されている情報等との組み合わせにより被害生徒が特定され得ると認められることから、本件処分のとおり、加害教員名及び学校名等を非開示とすることはやむを得ない。

(ニ) ただし、別紙1の本件行政文書5ページ、53ページ、54ページ、67ページ及び68ページの公開すべき部分については、これらを公開しても特定の個人が識別され、又は識別され得るとは認められないことから、条例第8条第1項第2号前段には該当せず、開示すべきである。

ハ 条例第8条第1項第2号後段の該当性について

(イ) 本件行政文書には、加害教員に対する評価、加害教員の謝罪・反省の弁、心情の吐露、思想・信条、被害生徒に対する評価、被害生徒及び関係者の心情の吐露等に関する情報が記録されている。

(ロ) そこで、本件行政文書を見分したところ、他者に関する具体的な評価、具体的な心情の吐露や謝罪・反省等が記録されていることが確認された。これらは、個人識別性がなくても個人の権利利益が害されるおそれがあると認められ、条例第8条第1項第2号後段に該当することから、非開示とすべきである。

(ハ) ただし、別紙1の本件行政文書4ページの公開すべき部分については、一般的・抽象的な言辞と言え、これを公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第1項第2号後段には該当せず、開示すべきである。

(2) 条例第8条第1項第7号の該当性について

イ 条例第8条第1項第7号の規定について

条例第8条第1項第7号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であつて、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」を非開示事由として規定している。

ロ 条例第8条第1項第7号の該当性について

(イ) 本件行政文書には、関係者への事情聴取記録、加害教員に対する評価、加害教員の謝罪・反省の弁、心情の吐露、思想・信条、被害生徒

に対する評価、被害生徒及び関係者の心情の吐露等に関する情報が記録されている。

(ロ) そこで、本件行政文書を見分すると、他者に関する具体的な評価、具体的な心情の吐露や謝罪・反省等が記録されていることが確認された。これらが公開されると、率直な表現がためらわれ形式的な表現に傾くなど今後の同種の事務事業の適正な執行に支障をきたすと認められ、条例第8条第1項第7号に該当することから、非開示とすべきである。

(ハ) ただし、別紙1の本件行政文書4ページ及び97ページの公開すべき部分については、一般的・抽象的な言辞であり、これを公開しても関係者間の信頼関係を損ない今後の同種の事務事業に支障が生じるとは認められない。

また、53ページ、54ページ、67ページ及び68ページの公開すべき部分については、体罰事案の調査に当たり通常行われると思われる質問であること、52ページ、95ページ及び98ページの公開すべき部分については、生徒、他の部員及び関係者から体罰に関し調査や聴き取りを行い、それに対して回答や申し出があったということ自体は通常行われる行為であること、さらに、61ページの公開すべき部分については、55ページで既に開示されており、これらを公開しても、関係者間の信頼関係を損ない今後の同種の事務事業に支障が生じるとは認められない。

よって、これらの公開すべき部分は、条例第8条第1項第7号には該当せず、開示すべきである。

#### 4 結論

以上のとおり、本件処分のうち、実施機関が非開示と判断した情報について、当審査会は、別紙1に掲げる部分は、開示すべきであると判断した。

## 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙1

本件行政文書	ページ数	公開すべき部分
(1) イのうち「顛末書」	4ページ	39行目32文字目から40行目3文字目まで
(1) イのうち「事故報告書」	5ページ	55行目14文字目から終わりまで 56行目21文字目から25文字目まで 56行目34文字目から36文字目まで 57行目1文字目から4文字目まで
(3) イのうち 「教職員の事故について」	52ページ	10行目 8文字目及び9文字目
(3) イのうち 「教員の体罰に関する聴取記録①」	53ページ	10行目1文字目から終わりまで 13行目6文字目から終わりまで 15行目6文字目から終わりまで 18行目6文字目から終わりまで 20行目8文字目から終わりまで 23行目6文字目から終わりまで 29行目6文字目から終わりまで 32行目15文字目から終わりまで
(3) イのうち 「教員の体罰に関する聴取記録②」	54ページ	9行目31文字目から10行目終わりまで 16行目6文字目から終わりまで 18行目8文字目から終わりまで 21行目8文字目から終わりまで 24行目6文字目から終わりまで
(3) ロのうち 「追加確認事項について」	61ページ	21行目11文字目から終わりまで 23行目 3文字目から 8文字目まで
(4) イのうち 「●●●●に関する聴取記録」	67ページ	9行目 5文字目から終わりまで 11行目 5文字目から終わりまで 13行目 5文字目から終わりまで 15行目 5文字目から終わりまで 17行目 5文字目から終わりまで 19行目 7文字目から終わりまで 21行目11文字目から終わりまで 23行目 5文字目から16文字目まで, 18文字目から終わりまで 25行目 6文字目から終わりまで 27行目 5文字目から終わりまで 29行目12文字目から終わりまで 31行目 5文字目から終わりまで 33行目10文字目から終わりまで 35行目 5文字目から終わりまで
同上	68ページ	1行目 5文字目から終わりまで 3行目 5文字目から終わりまで 5行目 5文字目から17文字目まで, 20文

		字目から終わりまで 11行目 5文字目から11文字目まで 13行目 5文字目から終わりまで 15行目 5文字目から終わりまで 17行目 5文字目から終わりまで 19行目 5文字目から終わりまで 21行目 5文字目から終わりまで 23行目 5文字目から14文字目まで, 17文字目から終わりまで 33行目 5文字目から終わりまで
(5) イのうち「教職員の事故について（報告）」	95ページ	3行目 2文字目から 7文字目まで
(5) イのうち「意見書」	97ページ	7行目21文字目から 8行目10文字目まで
(5) ロのうち「追加確認事項について（報告）」	98ページ	27行目 5文字目から17文字目まで

(注)

- 1 本件行政文書欄に掲げる番号は、第2の2に掲げる番号と同一のものである。
- 2 ページ数とは、第2の2に掲げる本件行政文書に1枚目から順次ページを振ったものである。
- 3 ○行目とは、文字が記載されている行を一番上から1行目として、順次数え上げたものである。
- 4 ○文字目とは、1行中に記載された文字を左詰めにした場合、一番左の文字を1文字目として順次数え上げたものである。なお、句読点、文頭の記号等及び括弧はそれぞれ1文字とみなし、空白は除いている。

## 別紙2

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
30. 1. 5	○ 諮問を受けた。(諮問第221号)
30. 7. 24 (第381回審査会)	○ 事案の審議を行った。
30. 9. 21 (第383回審査会)	○ 事案の審議を行った。
30. 10. 31 (第384回審査会)	○ 事案の審議を行った。
30. 11. 14 (第385回審査会)	○ 事案の審議を行った。
30. 12. 27 (第386回審査会)	○ 事案の審議を行った。
31. 1. 22 (第387回審査会)	○ 事案の審議を行った。
31. 2. 22 (第388回審査会)	○ 事案の審議を行った。
31. 3. 25 (第389回審査会)	○ 事案の審議を行った。
31. 4. 24 (第390回審査会)	○ 事案の審議を行った。
1. 5. 27 (第391回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（平成30年9月30日まで）

氏名	区分	備考
蘆立順美	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
伊勢みゆき	特定非営利活動法人まなびのたね ネットワーク代表理事	
板明果	宮城大学事業構想学群講師	
齋藤信一	弁護士	会長
十河弘	弁護士	

（令和元年6月12日現在）

氏名	区分	備考
青木ユカリ	特定非営利活動法人 せんだい・みやぎNPOセンター 常務理事兼事務局長	
蘆立順美	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
板明果	宮城大学事業構想学群講師	
十河弘	弁護士	会長
松尾大	弁護士	